スポーツ振興くじ助成事業

第8回 スポーツ仲裁シンポジウム

スポーツ法の現代的課題

～スポーツ基本法、アンチ・ドーピング、スポーツ団体のガバナンス～

2011年9月28日(水) 14:00～17:00

六本木アカデミーヒルズ49　オーディトリアム

報告書

主催：一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

後援：文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、
財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、
日本スポーツ法学会、特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会、
一般社団法人日本パラリンピアンズ協会

協賛：公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、株式会社アシックス、株式会社デサント

協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所

スポーツ振興くじ助成事業

開会の辞で挨拶をする道垣内代表理事

シンポジウム会場は満員の参加者でにぎわった

スポーツ基本法について基調講演をされる文部科学副大臣の奥村氏

ドーピング防止に関する世界の動向について基調講演をされる
世界ドーピング防止機構（WADA）事務総長のハウマン氏

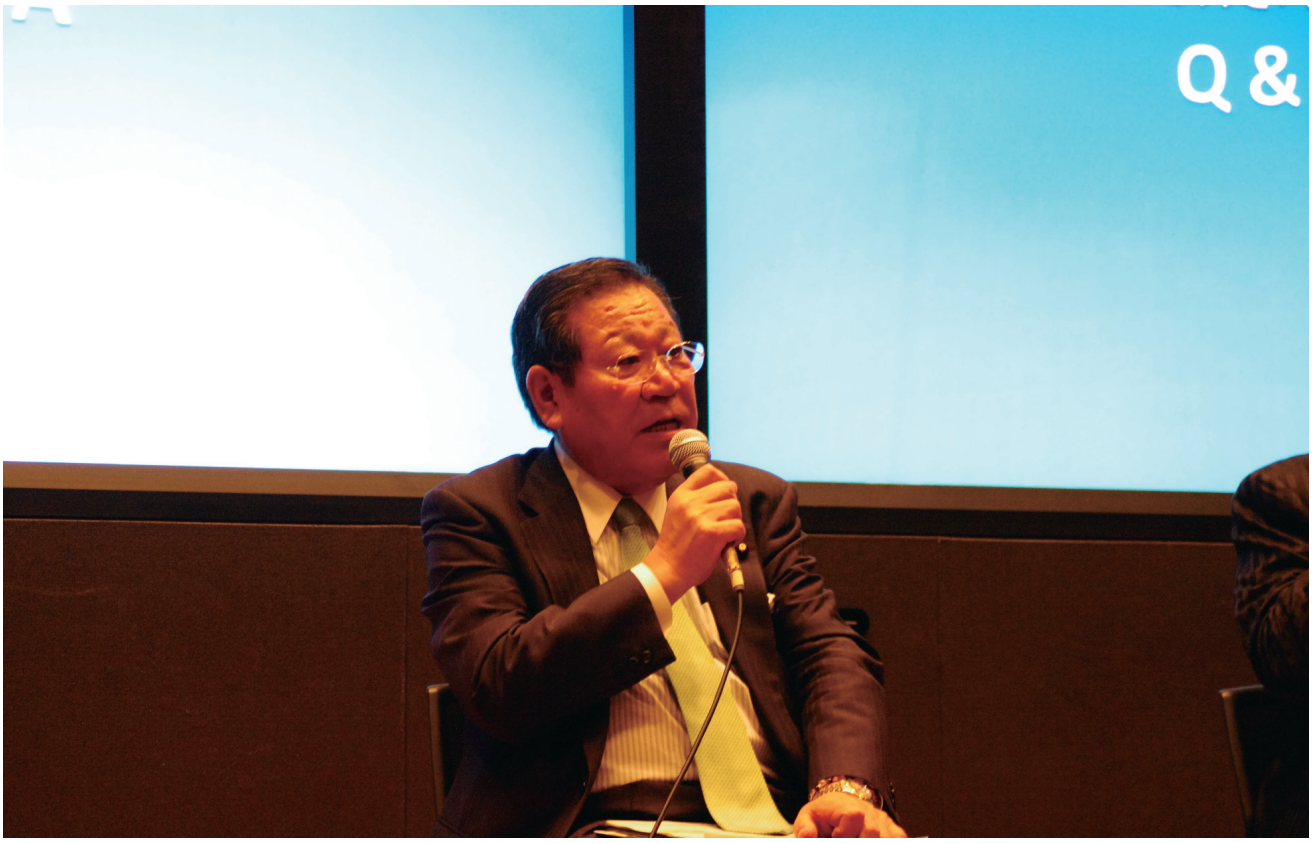

参加者からの質問に答える奥村氏

WADAの立場から日本の問題に言及したハウマン氏

パネルディスカッションのコーディネーターの上柳氏

パネルディスカッションでは「スポーツが切り開く未来」というテーマで活発な議論が行われた

アスリートの育成・強化の必要性を語るパネリストの佐野氏

スポーツ庁の設置が重要と話すパネリストの福田氏

スポーツ基本法の意義とこれからの課題について話したパネリストの望月氏

スポーツ基本法をメディアの視点から説明したパネリストの山本氏

基調講演者

奥村 展三 氏　*Tenzo OKUMURA*

文部科学副大臣

Minister in charge of Sports

甲西町議１期、滋賀県議４期を務め、平成７年の参院選で「新党さきがけ」から国政へ。高校野球の監督として甲子園出場を経験し、スポーツマンとして青少年の健全育成や福祉問題に取り組んできた。平成10年「新党さきがけ」を解党し、民主党へ。平成15年の総選挙で衆院へクラ替えし、再び国政へ。平成17年の選挙で再選。平成21年の選挙では、前回選挙より約34,000票上乗せし、３選。現在３期目。

シンポジウムご参加の皆様

今年6月、第177回通常国会でスポーツ基本法が成立しました。

この法律は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正したもので、スポーツに関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力など、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。これにより、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念が提示され、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることが規定されました。

さらに、新たに、「スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決」、「ドーピング防止活動の推進」などの規定が盛り込まれました。

私も、スポーツを担当する者として、スポーツを通して、国民の皆様が健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、また、ドーピング防止活動等を通じて透明性の高い公平、公正なスポーツ界を実現するよう全力を尽くしてまいります。

このシンポジウムの盛会を心より祈念しています。

デヴィット・ハウマン 氏　*David HOWMAN*

世界ドーピング防止機構（WADA）事務総長

Director General, World Anti-Doping Agency

2003年3月、最高執行責任者（COO）兼スペシャルカウンセルとして、WADAにおける執務を開始し、2003年8月、事務総長の職を引き継いだ。それ以前にも、同氏はオセアニアを代表するWADA設立時の理事会メンバーとして、また、WADA法務委員会の委員長としてWADAに関わっており、さらに、2000年のシドニーオリンピック夏季競技大会の独立オブザーバーチームの副チーム長や、2002年のソルトレークシティーオリンピック冬季競技大会の独立オブザーバーチームのチーム長も歴任している。

Dear Participants,

It is my honor to be invited as a keynote speaker to the Sports Arbitration Symposium by Japan Sports Arbitration Agency. World Anti-Doping Agency as the independent international organization has been fighting against doping to protect the rights of clean athletes and showing the evidence how all stakeholders can work together against hard challenges to the integrity of sport.

This symposium will give me an opportunity to make a presentation on the New Trends in Anti-doping policy including WADA new strategic plan, non-analytical approach in cooperation with law enforcement agencies and new Code review process.

I am very looking forward to discussing these issues with you soon in Tokyo!

シンポジウムご参加の皆様

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）主催のスポーツ仲裁シンポジウムに基調講演の講演者としてお招きいただきとても光栄です。世界ドーピング防止機構（WADA）は独立した国際組織として、クリーンな競技者の権利を守るためにドーピングと戦い、また、スポーツの廉潔性への困難な挑戦に対して、すべての関係者がいかに一致団結して取り組むことができるかということを示し続けてきました。

このシンポジウムは、WADAの新たな長期計画、法執行機関との協働における検査によらないアプローチやWADA規程の改訂作業を含む、ドーピング防止活動の方針における新しいトレンドについてご紹介させて頂く良い機会となるでしょう。

私は、東京でこれらの問題について皆さんと議論を深められるのを楽しみにしております。

パネリスト

佐野 和夫 氏　*Kazuo SANO*　財団法人 日本水泳連盟 会長

1940年大阪府生まれ。慶應義塾大学工学部、ペンシルベニア大学院化学工学修士卒業。1985年東京大学工学博士。1963年日本鋼管株式会社（NKK、現JFE）入社後、技術研究所計測制御研究部長等ならびに同社水泳部監督を歴任。2000年定年退職。
1995年財団法人日本水泳連盟理事に就任。その後、同連盟常務理事、専務理事、副会長･専務理事を歴任し、2009年から同連盟会長に就任し現在に至る。2001年から8年間神奈川県水泳連盟会長を務めた。2010年から現在まで国際水泳連盟（FINA）理事に就任している。

福田 富昭 氏　*Tomiaki FUKUDA*　財団法人 日本レスリング協会 会長

1941年富山県生まれ。日本大学経済学部卒業。現在、フェニックスビジネス株式会社取締役会長、株式会社ペスカリッチ代表取締役会長、ユー・エイチ・アイ・システムズ株式会社の顧問を務める。
スポーツ関係では、選手としては1965年全日本レスリング選手権大会で優勝、同年の世界レスリング選手権でも優勝し、引退後は財団法人日本レスリング協会の役員を歴任し、日本レスリングの強化に努めている。現在は財団法人日本レスリング協会会長の職とともに、国際レスリング連盟の副会長、公益財団法人日本オリンピック委員会の副会長の職を兼任している。

望月 浩一郎 氏　*Koichiro MOCHIZUKI*　弁護士

1956年山梨県生まれ。京都大学法学部卒業後、1984年東京弁護士会に弁護士登録。現在は虎ノ門協同法律事務所に勤務。市民の権利を守る仕事をする一方で､命と健康を守る仕事をライフワークとして取り組む。専門は、スポーツ事故、医療事故、過労死・労災職業病事件。著書に､「スポーツのリスクマネジメント」等がある。
スポーツ関係では、公益財団法人日本体育協会のスポーツ少年団常任委員、財団法人日本高等学校野球連盟の高校野球特待生問題有識者会議委員、財団法人日本学生野球協会の審査室委員、日本スポーツ法学会の理事等、アマチュアからプロスポーツまで幅広く務める。JSAAの仲裁及び調停では、代理人及び仲裁人の経験がある。

山本 浩 氏　*Hiroshi YAMAMOTO*　法政大学 スポーツ健康学部 教授

1953年島根県生まれ。東京外国語大学ドイツ語学科卒業。1976年日本放送協会（NHK）入局後、福島放送局、松山放送局、東京アナウンス室、福岡放送局で勤務。2000年６月から解説委員。2009年３月退職までNHKアナウンサー、解説委員として、オリンピック、ワールドカップ等主要な競技大会で、数々の名セリフを残す。
現在は、法政大学スポーツ健康学部教授として、コミュニケーション論、スポーツメディア論等を講義。著書として「W杯のメディア学」､「続・実況席のサッカー論」等。他に現在では、財団法人日本相撲協会生活指導部外部委員、財団法人日本サッカー協会殿堂委員、財団法人日本陸上競技連盟国際委員会情報企画部委員などを務める。

コーディネーター

上柳 敏郎 氏　*Toshiro UEYANAGI*　弁護士、一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構 執行理事

1957年京都府生まれ。東京大学法学部卒業後､1983年第一東京弁護士会に弁護士登録。ワシントン大学ロースクールLLM終了後、1992年ニューヨーク州弁護士登録。1994年東京大学大学院修士課程修了。現在は、東京駿河台法律事務所パートナー。日本弁護士連合会国際室長、同会国際人権問題委員会副委員長、同会憲法委員会副委員長を務める。また、第一東京弁護士会では、人権擁護委員会委員を始め様々な委員会に参加。早稲田大学法務研究科客員教授を務めた後、現在は東京大学法科大学院客員教授を務める。スポーツ関係では、国際水泳連盟（FINA）ドーピング審査委員。一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）では、執行理事を務め、同機構平成22年度文部科学省委託事業において、スポーツ界のガバナンスに関する委員会委員長を務める。

主催：一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）
後援：文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、日本スポーツ法学会、特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会、
一般社団法人日本パラリンピアンズ協会
協賛：公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、株式会社アシックス、株式会社デサント
協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所

はじめに

道垣内正人（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事（機構長））

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）は、設立から８年を経過し、設立当初と比較してその活動が活発になってきている。そして、JSAA がこのような立派な場所で、世界各国からの来賓および講演者ならびに政府関係者の方々にもいらしていただくようなシンポジウムを開催できるまでに至ったことも、代表理事（機構長）の私としては大変喜ばしいことであると考えている。

JSAA の本来の業務は仲裁業務と調停業務であるが、両業務ともいまだに件数が少ないのが現状である。そのような中、JSAA がこのような企画を催しているのは、スポーツ界における紛争がゼロになるという最終目標を目指し、スポーツ界の皆さまに JSAA の活動を広く認識していただき、かつ JSAA の活動あるいはその存在自体の意味を正しく理解していただきたいという思いからである。

本日のシンポジウムは多彩な内容になっているので、私の挨拶はこの程度にさせていただく。参加者の皆さまにはお忙しい中いらしていただき、感謝申し上げる。本日のシンポジウムが皆さまにとって実りあるものになるように祈念している。

基調講演１

奥村展三（文部科学副大臣）

１．スポーツ基本法成立までの経緯

今年で、スポーツ振興法（以下、「振興法」という。）ができてちょうど50年になる。私は、今から47年前、20歳のときに、人口１万人ぐらいの地元の小さな町で、体育指導委員を務め始め、28歳のときに体育協会の理事長に就任した。常に地域とスポーツとのかかわりの中で歩んできたことが基盤となり、私は、地域スポーツ、国民の健康、そしてスポーツは世界共通の文化でもあるという大きな表題の下、今回のスポーツ基本法（以下、「基本法」という。）の制定にかかわることができた。

振興法は、画期的なものではあったが、今から50年前に制定されたものであることから、時の流れや刻々と変化する社会状況に対応するため、その改正に取り組んだ。お手元のリーフレットにもあるように、例えば、この50年で地域スポーツクラブが進展をしている。ゲートボールあるいはグラウンドゴルフを３世代で親しんでいるところもあれば、スポーツ少年団の中にはスポーツを通じて地域住民ときずなを築いているところもある。

今から４年前、馳浩先生、遠藤利明先生、橋本聖子先生等と一緒になり、基本法を作り上げていこうという話になった。トップアスリートの養成及びその体制の整備は大事だが、地域スポーツあってのトップアスリートの誕生ではないかということで、まず、地域スポーツを活気づけるために進めていこうと考えた。

これを原点に、関係の皆さまの多様なご意見を聞き、検討を重ねた。世界の中における日本のスポーツの位置付けを踏まえ、すべての人が基本法を理解し、スポーツに参加できる機会を十分に確保する必要があるとの思いから、われわれは全会一致での法律の成立を大きな目標に掲げた。

各政党の垣根を乗り越えて、議論を戦わせ、皆さまのご理解をいただいて、基本法は、衆参両議院の全会一致で可決され、2011年６月24日に公布、そして８月24日に施行されるに至った。議員立法で全会一致というのは難しいことなので、基本法が議員立法によって衆参両議院の全会一致で可決できたことは本当に画期的なことである。改めて皆さまに感謝を申し上げたい。

２．スポーツ基本法の下でのスポーツ施策

基本法成立後、去る９月22日に中川文部科学大臣が、中央教育審議会において、「スポーツ基本計画の策定について」諮問を行い、具体的な課題として７つのお願いをした。

まず、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実や、スポーツ少年団等の組織による子どものスポーツ機会を充実させていかなければならない。

また、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備は、住民が自らの健康を守ることにもつながる。そうしたスポーツ環境、すなわち、みんなが自然に集合して自然にいろいろなものに親しんでいけるような環境づくりが大切である。例えば、私の地元で盛んに行われている地域の体育大会は、人に言われてやっているのではなく、住民自らが主体的に開催している。ぜひそういう環境整備をしていきたい。

さらには、長寿社会の実現に向けて、あらゆる人がスポーツ活動を通じて、健康を保持していけるような活動にも結び付けたい。

それと同時に、国際競技力のあるトップアスリートの養成もしっかりと進めていく必要がある。財政的な支援・援助がなければ、人材の養成はできないことから、財政面を整備することも今後の課題である。

先日、オリンピック、世界大会等の招致や、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA」という。）の常任理事会に出席するため、スイス・ローザンヌに出張し、関係者と交流をさせていただいた。この経験から、大会を通じていろいろな人との出会いがあることや、多方面にわたる貢献ができることがわかったので、国際競技大会の招致等も積極的に推進する必要があると感じた。

オリンピック・パラリンピックはいずれも同じ国際競技大会であるから、同じような環境をつく

り上げていくことが大事である。このことは、基本法の中でも強調している。

スポーツにはルールがあり、このルールをベースにしていろいろな競技が行われている。ルールの中に透明性・公平性・公正性があるのは当然のことであるが、まずはその当然のことをしっかりと進めていく。

また、ドーピングの防止については、禁止物質の使用がまだまだ垣間見られるところがあるので、その撲滅に向かいみんなで啓発していくことが重要である。基本法の中にこの点を入れたことは、非常によかった。

昨年、文部科学省では、「スポーツ立国戦略」を策定した。これを踏まえ、プロ・アマあるいは性別・年齢を問わず、みんなが交流していくというスポーツ界における好循環を築きたいと考えている。今後皆さまの声を聞きながらしっかりと検討し進めていきたい。

現在、日本のスポーツを取り巻く環境は、財政的に非常に厳しいものがある。スポーツを振興し、世界で活躍する人材を養成し、それを国民として誇りに思い、さらには国民の健康の基盤づくりを達成するには、お金がかかる。したがって、こうした状況に対応するため、財政的な支援を行っていくことが今後一番に課せられた課題である。同時に、スポーツ振興くじ（toto）助成についても、もう一度見直していくべきではないかと考えている。

中川大臣の下で、これからの来年度予算の要求では、国民が等しくスポーツに親しむ環境づくりを進められるような財源を確保する努力をしていきたい。

また、基本法では附則において、スポーツ庁等の在り方について検討し、必要な措置を講ずることを定めている。私は、あまりにも拙速に進めるのではなく、超党派で、皆さまに必要であると思っていただけるように盛り上げていこうと思っている。

基本法の主なポイントとしては、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、ドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、スポーツ推進会議の設置等が挙げられる。これらを進めていく上で、国だけが旗振りをするのではなく、都道府県、市町村、そして地域に基本理念等がしっかり確立されることが必要である。今後は、基本計画をどのように進めていくかということが大きな課題になることから、その点に力をそそぐとともに、皆さまにもご理解とご協力をいただきたい。

３．おわりに

50年ぶりに作り上げた基本法に基づき、しっかりスポーツを推進していきたいと考えている。皆さまには、基本法の趣旨を踏まえ、社会全体でスポーツを推進できるよう、さらなるご理解とご協力をお願いしたい。

基調講演２

David Howman（世界ドーピング防止機構（WADA）事務総長）

１．はじめに

WADAは世界中の人々が集まって作られたドーピング防止機関である。本日のシンポジウムに南アメリカ、アフリカ、ヨーロッパ、日本、カナダ、そしてニュージーランドからの出席者がいることも、各国がWADAに加盟していることの表れである。

本日は、まず、WADAの現状について話をし、次に、WADAが直面している課題について話をし、そして最後に、今後の展望について話をしたい。

２．WADAの現状

⑴概要

WADAは、1999年に設立された機関で、現在は国際的にも認知された機関である。WADAは、第一に、世界で不揃いなルールを、世界で一つのルールに統一する責務を負ってい

る。WADAは、第二に、スポーツを政府と結び付ける責務を負っている。スポーツ団体等は、一般的に民間のものであるが、政府は公的部門である。WADAはこの民と官の両者が固く結び付いているという意味で、ユニークなパートナーシップである。WADAは、第三に、政府から財政的支援を受けている機関である。

世界ドーピング防止規程は定期的に見直され、2009年に改訂がなされている。今年の末から新たに改訂作業に入り、2013年11月にヨハネスブルクで行われる第４回世界大会において、新しい規程の採択が行われる予定である。
今年11月には第２回目のコンプライアンス報告書が出る予定である。これは、政府、スポーツ団体その他の660の署名当事者がどの程度現行の規程を遵守しているかを調べた報告書である。

また、WADAは、ドーピング防止プログラムを数多く各国に提供している。資金的に余裕がない国にもドーピング防止活動に参加してもらうために、Regional Anti-Doping Organization（以下、「RADO」という。）と呼ばれる地域ベースのドーピング防止機関の設立を促し、日本は、アジアに５つあるRADOに対し、大きな支援をしており、自前では資金的にドーピング防止活動ができない国々においても、ドーピング防止対策が講じられるようになっている。日本に対しては感謝の気持ちでいっぱいである。以前であれば、こうした国々はドーピング防止活動を全く行っていなかったが、これらのRADOの活動を通じ、現在は世界で122カ国がドーピング防止プログラムを実施している。

WADAは、設立以来5,000万ドル以上をドーピング検査のための科学研究に投資してきた。また、WADAはインターポールや、国際製薬団体連合会ともパートナーシップを結んでいる。さらに、WADAは、ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports、以下「CAS」という。）に多くの申立てをしている。WADAは、どのような仲裁判断が出るかに関心を持っており、JSAAの活動やその仲裁判断に対しても関心を持っている。

⑵ドーピング防止活動について

ドーピング違反は科学研究の成果によるだけでは根絶やしにすることも、検出することもできないため、ドーピング防止活動は益々困難になってきているのである。また、尿や血液の検体採取に対してますます費用がかかるようになってきている。さらに、ドーピング防止活動のルールも徐々に複雑化してきている。また、保守的な分析機関では、裁判所や仲裁廷に出頭させられ、弁護士等に尋問されること、そのような手続に時間がかかることや、証拠を出してもアンフェアに攻撃されることなどを理由に、法的手続に消極的なことがある。

その一方、競技者側の手口もこれまで以上に巧妙かつ高度になっており、お金をかけてでも不正を働こうとする競技者が増えている。そのような競技者は、自分の違反が絶対に検出されないと高を括っている。

このような状況下では、ドーピング防止活動を行うにあたり、検査だけでは十分ではなく、情報収集についての工夫が必要となる。これまでに。不正をしても、検査を実施するだけでは処罰されなかった競技者がたくさんいるのである。

マリオン・ジョーンズは７年間の競技生活の中で、世界チャンピオンや金メダルを獲得し、トップアスリートとしての地位を築いていた。彼女を検査しても、陽性は７年間で１件も出ることはなかった。

彼女は、「何度も私は検査されているでしょう。他の競技者よりも一番検査を受けているのよ。でも１回も陽性反応を出したことはないのよ。これが何を意味するのかわかるでしょう。」と言っていた。これが意味するところは、彼女の不正の方法が巧妙で、科学が追いついていなかったということである。７年間の競技生活を通じてマリオン・ジョーンズは、競技会に出るたびに不正を働いていたけれども、一度も検出されていなかったにすぎないのである。

では、どうして判明したのか。アメリカの捜査の結果、彼女は大陪審の前で証言することになり、偽証が証明されて、刑務所に入れられたのである。

この例からもわかるように、ドーピング防止活動をする上ではインヴェスティゲーションがとても重要である。もちろん、情報を収集する方法は複数あり、これだという一つの方法があるわけではない。したがって、いろいろな方法を組み合わせる必要がある。各国には、警察、税関、入国審査局といった適切な情報収集機関がある。このような機関が情報を収集しているので、われわれがドーピング防止対策としてしなければいけないことは、その情報へのアクセスを持ち、情報を共有させてもらうことなのである。逆に、われわれが持っている情報も彼らと共有する。こうすることによって。不正をしている競技者たちを絶対に明るみに出さなくてはいけないのである。

３．WADAが直面している具体的な課題

⑴非合法な世界における禁止物質の密売

第一に、裏の世界が犯罪行為に手をそめ、禁止物質の密売を行っている。どうしてこんなことが起こるのか。100ドルの投資で､1､000ドル、１万ドルの利益を上げるポテンシャルを持っているので、禁止物質の密売のインセンティブはとても高いからである。これに対しては、世界各国でこのような物質の売買の違法化や警察の取り締まりといった対策に乗り出している。

たしかに、罰則を厳格に適用できれば歯止めをかけることができるように思えるが、出回っている物質は少なくなく歯止めをかけるのは難しい状況にある。裏の世界は、原材料を世界中から調達し、キッチンラボと呼ばれている自前の小さな場所で禁止物質を精製している。ここで作られる物質は、規制もかかっておらず、衛生対策も取られていないので、とても危険である。この物質は、トップアスリートやその支援者にわたるだけではなく、子供や高校生、大学生といったティーンエージャーにまで渡っている。外見をよくしたい、格好よくなりたい、ハリウッドスターのようになりたいという動機から手を出す男の子や女の子がいる。その他に、警備員、ボディーガード、ジムでトレーニングをする人たちにも禁止物質は渡っている。

裏の世界は、単にこのような活動を通してお金儲けだけをしているわけではなく、スポーツの高潔性を侵そうとしているのである。禁止物質の密売を犯している人が、同時に汚職、贈賄、マネーロンダリング、および賭博にかかわっている。違法賭博だけでなく、適法な賭博を介してマネーロンダリングが行われることさえある。

⑵医薬品の闇市場の拡大

第二に、医薬品が闇市場において出回っている。われわれは、もちろん医薬品業界とも提携関係にはあるが、それだけでは事態を収束させることができない。この問題に関し、業界や規制当局も関与するようになっている。

現在、世界に出回っている医薬品の少なくとも25％は､闇市場から出ていると言われている。これらは衛生対策が講じられておらず、物質として危険である。それらの中には、インターネットを介して容易に購入できるものもある。研究の途中で盗まれてしまうものもあり、これらが闇市場に出回っている。この問題は、知的財産権の侵害でもあるため、医薬業界も懸念している問題である。

⑶ドーピングの手口の巧妙化

第三に、ドーピングの手口が、非常に巧妙化している。現在でも、知恵を働かせず明らかなドーピングを行う愚かな競技者もおり、そのような者はすぐ判明することができる｡その一方、巧妙な手口を使うずる賢い競技者もいる。そのような競技者は、高度な技術を持つ取り巻きの支援を受けて不正を働き、そして処罰されずに済んでしまっている。例として、ヒト成長ホルモンの使用を挙げることができる。

不正をする競技者は、WADAがどういう規制をするかを考え、その上手を行こうとするのである。

⑷費用の高額化

第四に、費用が高額化している。ここでいう費用とは、例えば、研究費用や、法的手続きに係る費用、採取した検体を分析機関で検査する費用などである。残念ながら、ドーピング防止

機関の多くは節約をしようとしている。つまり、検体がラボに入ってきたとしても、その全部についてエリスロポエチン（以下、「EPO」という。）の有無を検査しているわけではないのである。昨年、36名の競技者がEPOの使用で陽性反応を出したが、EPOは最もドーピングを犯しやすい物質である。競技者は、検体を出しても、分析機関でEPOの有無が検査されにくいことが分かっているので、足元を見られてしまう。WADAは対策を取っていくことになる。

４．今後の展望

⑴バイオロジカルパスポート

バイオロジカルパスポートとは、競技者が検査を受けており、常にクリーンで違反行為はなく、血中の濃度やホルモンなどもすべて正常であることを示す競技者の証明書である。われわれは、トップアスリートに対してバイオロジカルパスポートを持ち、自身がドーピング検査を数多く受け、その結果クリーンなアスリートであることを世界に顕示するようお願いしている。また、WADAは、これをさらに費用対効果よく、世界的に普及させる方法を模索している。

CASにおいて、二つの判断例が出ている。そのうちの一つは、物証がプロフィールから出たことによって、２人の自転車競技者が不正を働いたことが立証されたケースである。

⑵ADAMS

このクリアリングハウスはわれわれの礎石である。われわれは、ADAMSを競技者の使い勝手のよいものにしたいと常に思っている。競技者は常に居場所情報等を提出しなければならないので、ADAMSを介してそれを簡単にやってもらいたいと考えている。もちろん、われわれは、プライバシーやデータ収集に関するルールも遵守している。

⑶ドーピング防止活動の改善の仕方

スポーツの世界におけるドーピング防止活動をどうすれば改善できるのか。検査対象者や検査員に対して、インセンティブを与えるべきか。それともフランスのドーピング防止機関がドイツでドーピング検査をすることができるようにしたほうがよいのか。そうすれば、ホームよりもアウェーにいるときにやりたいということになる。ドーピング防止活動の改善方法についてはいろいろ考えられる。

⑷教育

教育も必要である。しかし、教育を受けたいと思う人には教育が行き届くとしても、悪いことを考える者は教育には見向きもせず、彼らには教育が行き届かないという問題もある。

⑸異議申立て

ア　現在、ベルギーの競技者たちがCASそのものの存在について異議を申し立てている。彼らは、「CASには国際オリンピック委員会から資金が出ている以上CASには独立性が足りない」、「CASでは公正な仲裁判断を得ることができない」、「CASは競技者の言語で仲裁を行わない」、といった主張をしている。まだ認められた例は１例もないが、ヨーロッパの国々において異議申し立てが複数行われている。今後については、かなりお金をかけて見守っていかなくてはいけない。

イ　仲裁手続きの遅滞が頻繁に起こっている。これまでのケースの中には、12カ月もかかってやっと審問期日が開かれた例もある。弁護士があの手この手を使い先延ばしにするため、ある段階からCASは引延しを認めない措置を取る。司法の遅延は司法の否定と同義である。

ウ　データ保護は重要である。ヨーロッパの当局によれば、システムを介して情報交換を行うことは、プライバシーのルールに違反するという。しかし、われわれは、ヨーロッパの当局に対し、競技者が「Facebook」で自由に自分の情報を掲載していることからもわかるように、20年前と今ではプライバシーに関する考え方が変わったと主張している。プライバシーに関するルール自体は20年前と変わってないので、ルールを時流の変化に対応させる必要がある。

エ　IOCは、オリンピックの開催日から４年以前に６カ月以上の資格停止処分を受けた競技者はオリンピックへの出場を禁じるというルールを定めている。現在、このルールに対し、ドーピング違反と認定された選手が異議申立てをしており、CASのアドバイザリーボードが諮問している最中である。まもなく出る判断は、非常に重要な前例になる。ロンドンのオリンピックを来年に控え、競技者にとってみれば出場できるか否かの分かれ目である。ドーピング違反として処分され、さらに、代表にも選考されないということになると、二重処罰にあたるという競技者側の主張も考えられる。

オ　現在争われている問題には、食品汚染の問題がある。この問題は、悩ましく、複雑な問題である。内容は申し上げることはできないが、仲裁廷で裁かれることになろう。

⑹取り巻きの処罰

競技者の取り巻きが、選手をそそのかして不正を働かせた場合、不正を幇助または教唆した者が罰せられないのは、いかがなものかと思う。

５．まとめ

日本は、スポーツを高潔なものとして扱い、スポーツの価値を認めており、世界の最先端を走っているといえる。

世界中がスポーツは価値があるものだと認識できるのか。スポーツの価値を今後も守っていくことはできるのか。

スポーツの高潔性を維持するために、われわれは日々努力している。奥村副大臣から日本政府の活動の様子を拝聴し、日本は既に努力されていると強く感じた。しかし、世界では医薬品の密売など、非合法の世界がスポーツ界を牛耳りかねない勢いである。

ドーピング防止の世界が今後どうなるかについては二つ見方がある。一つはその時々の知性と財政状態に応じて、ルールを粛々と見直し改正していくことである。また、ドーピングの違反について、より精緻な情報が必要であり、科学的知見や検査結果だけに依存することはできない。

もう一つは、自己満足に陥ることなく長期的なコミットメントをしなければならない。予防と抑止の適切な実践と、若者によるスポーツの価値の発見を両立させていけば、次第に平らな土俵の上で青少年が競技できるようになる。しかし、裏の世界がひっそりとスポーツの世界を侵食しているということは事実であり、気を付けなければならない。ぜひ若い方々には、スポーツの世界が侵食されないように頑張ってほしい。

質疑応答

１．自動受諾条項をスポーツ団体に強制すべきか

質問者A：応諾義務の問題について、奥村副大臣とHowman氏にお聞きしたい。紛争がある場合に、被申立人が仲裁申立てに応ずべき義務があるのか。そして、それを法で規定すべきか。

私は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）であろうと公益財団法人日本体育協会（以下、「日本体育協会」という。）であろうとスポーツにかかわるすべての団体は、求められればその紛争に対して必ず応諾すべきと考えている。もちろん現実的には紛争の内容にもよるが、どういう姿勢で臨むべきなのか。

総合司会：質問の前提として一つ補足させていただく。JSAAでは、スポーツ関係の紛争またはドーピング違反に関する紛争について、法の力で裁断するという形を取っている。ただし、その形として、仲裁というシステムを使っている。裁判であれば、原告が提訴したならば被告は管轄がある限りそれに応じる義務が法律上ある。一方、仲裁の場合は制度的には両当事者が合意したときのみ紛争の解決に入れる。したがって、被告に当たる被申立人が、紛争を手続きで公正に裁くというこ

とについて応じない場合、そもそも手続き自体に入れないという問題がある。

スポーツ団体には、仮にアスリートから申立てがあった場合に、自分はどういう場でも応じると規則中で規定している団体も多くある一方、そうではない団体もある。後者に申立てがなされたときに果たしてどのような対応を取るべきなのか。

奥村：基本的に、スポーツ団体には、応諾していただけるとよいと考える。いろいろな事案があると思うが、法でいきなり強制することは少し行き過ぎだと思う。

総合司会：他方、ドーピングの場合、現在のWADAの規定、あるいは日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）の規定により、両当事者はドーピングの紛争解決について、様々なことに同意していることになる。

Howman：日本の運営に関して意見を申すのは僭越であり、奥村副大臣のお答えを尊重したい。ただ、グローバルな観点から一つ申し上げる。CASは、とても実効性が高く、費用対効果の高い判断を出しているといえる。これにより、スポーツの世界において正義が働くようになっているので、仲裁が世界中で普及してほしいと考えている。

質問者A：スポーツ基本法制定により、不服を申し立てれば調停する審査機関があることがより多くの国民に伝わるようになったので、応じることが当然であるという環境づくりに努めていくことが必要である。ドーピングの問題もスポーツの問題である以上、訴訟ではなく、スポーツの世界において法の支配の考え方に基づき解決をする姿勢が必要である。

２．ドーピング問題に関する教育・啓発について

質問者B：日本の小・中学校では、覚せい剤、大麻等の薬物に関してはその危険性に関する教育がなされているが、スポーツの世界におけるドーピングの防止に関しては十分な教育がなされていない。今後、義務教育機関においてドーピングの効果の陰に潜む危険性について教育する動きはあるのか。

Howman：諸外国では、教育機関に対し教育・啓発教材を提供している例があり、日本でもJADAが中心となり、教育・啓発活動が行われていると承知している。日本の有名なアスリートが子どもたちにドーピングの危険性を呼び掛けた例もある。

日本にも効果的なプログラムは存在すると思うが、政府の支援を得て、学校教育において啓発をすることも必要ではないか。

総合司会：小・中学校の年代、特に、少年、少女のトップアスリートに対しては、以前よりも、JADAによる教育・啓発がなされるようになっている。ただし、末端まで行き届いているとは言えない。

奥村：かつて、軟式野球連盟が各クラブチームにドーピングの認識に関するアンケート調査を実施したところ、ドーピングそのものを知らないと回答したチームが多かった。この例からもわかるように、ドーピングについての教育・啓発を徹底していかなければならない。

また、ドーピングの問題はスポーツ選手だけではなく、多方面に広がる要素もあることから、文部科学省としても、ドーピングの問題について、必要な教育・啓発をしていきたいと考えている。

３．スポーツ団体間の管轄について

質問者C：横浜で行われたトライアスロンの世界選手権シリーズ、愛知県常滑で行われたアイアンマンの大会で、ドーピングの検査が実施された。前者の大会はIFの管轄であったため、NFである日本トライアスロン連合が直接JADAとともに検査を実施した。他方、後者の大会では、ハワイ・アイアンマン・ワールドチャンピオンシップ・コーポレーションという私企業が実施しており、NFが全く無視されている。

国によってはNFよりスポーツの私企業の方が強い力を持つ傾向があり、私企業にドーピング実

施の権限をあまりに与え過ぎると、NFの権限が弱まることが懸念される。この点についての見解をお聞きしたい。

Howman：われわれも国際トライアスロン連盟等と話をしているが、管轄が問題になる。私企業が競技会を主催した場合、NFのできることはその国の法律次第である。そうではないと解決できないということで裁判沙汰になってしまう。だれもこれは望んでいない。

たしかに、ドーピング防止活動を行いたい人であればだれでも行ってほしいと思うが、どの連盟にも、またどの私企業にも行ってほしいというわけではなく、国際競技連盟に先に検査をすることを認める。アイアンマンレースのような場合は、その私企業にIFの管轄下に入ってもらうことが重要だろう。

私はニュージーランド出身で、ニュージーランドはトライアスロンやアイアンマンのレースが多く行われているので、この問題が論議を呼んでおり、お金や権限の問題にもなっていることを知っている。国内法で定められていない場合は、慎重な討議と調停が必要である。

総合司会：この問題は、スポーツ団体間の管轄の問題、あるいはプロとアマの関係など、スポーツ団体内部が様々に分割されている中でアンチ・ドーピングという一つの統一的なルールをどのように貫いていくかという問題にも抽象化できる。これは、日本だけではなく、世界中で発生している問題である。

パネルディスカッション

1．パネルディスカッションのテーマ
コーディネーター　上柳敏郎（弁護士）

これから１時間半ほど、「スポーツが切り開く未来、スポーツ団体のガバナンス」というタイトルでパネルディスカッションを進めていく。

本日のテーマは三つである。一つ目は、「スポーツ基本法の活用の仕方」である。パネリストそれぞれの立場から期待する点や活用に関するアイデア、要望をお話しいただきたい。二つ目は、「スポーツ団体のガバナンス強化」である。そもそもガバナンスとはどういうことなのかといったところから出発し、パネリストそれぞれの立場からガバナンス強化に向けた工夫あるいは課題をお話しいただきたい。三つめは、「スポーツが切り開く未来」である。今後スポーツが日本あるいは世界において、社会あるいは人々のためにどう貢献できるのかといったスポーツの可能性についてお話しいただきたい。

2．パネリストの自己紹介とスポーツ基本法の活用の仕方

⑴佐野和夫（財団法人日本水泳連盟 会長）

財団法人日本水泳連盟の会長を務めている佐野です。私は、学生時代から水泳の世界に入り、社会人時代には20年間会社の水泳部の監督を務め、その後水泳連盟に参画し、今に至っております。

私は、スポーツ基本法を待望していたのであり、これによって新たなスポーツ文化が確立されることを期待している。というのも、海外の水泳界の方々と交流し、あるいは海外の情報を見聞きしたところ、海外にはスポーツ庁あるいはスポーツ省があるからである。例えば、国際水泳連盟の会長はウルグアイのスポーツ大臣が務めている。

具体的に今切望していることの第一は、トップアスリートの育成・強化である。ジュニア層の強化、それに引き続くトップレベルの選手の強化が体系的になされるシステムが必要である。たしかに、現在でも、JOCの支援は、ベビースイミングから始まり、ジュニアオリンピック、中体連、高体連、そして日本選手権につながっている。しか

し、それぞれの文化が異なっているため、体系的に一貫したシステムにはなっていない。体系的に一貫したシステムが基本法によって確立されていけば効率的な強化対策ができると思っている。

第二に、国際競技力の向上である。国際競技力の向上を実現する上での問題には、施設の問題、強化費用の問題、施設の利用度の問題がある。例えば、水泳連盟には、味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）あるいは国立スポーツ科学センター（JISS）から使わせていただいているプールがあるが、限られた時間、限られた人数でしかトレー二ングができないので、施設がより充実されればよいと思っている。

第三に、国際大会の招致である。2001年に福岡市のバックアップを得て、福岡で世界水泳を開催した。その費用は、約45億円であった。この額を現在に引き直すと、60億円から80億円程度になる。それから10年経ち、再び世界大会の候補地に立候補したが、水泳連盟だけでは財政保証の点を満たすことができなかったため、残念ながら招致戦に敗れてしまった。

世界水泳は２年おきに開催されるが、2011年に上海で国際水泳連盟の理事会が開かれ、2015年はカザン（ロシア）で、2017年はグアダラハラ（メキシコ）で世界水泳が開催されることが決まった。１国だけを決める予定であったところ、カザンとグアダラハラのいずれの都市も、政府の財政保証を得ていたため、2015年に加えて2017年の開催地も決まってしまった。

スポーツ基本法制定により、都市立候補である国際大会の招致に対する行政支援を期待している。

⑵福田富昭（財団法人 日本レスリング協会 会長）

私は、レスリングの競技者として、続いてその責任者として活動し、その後はJOCの副会長としてスポーツの世界全体で活動している。

スポーツ振興法は、昭和36年に制定され、50年間見直されていなかったが、私は、見直されて当然と考えていた。スポーツ基本法が８月24日に施行され、スポーツ振興法が50年ぶりに見直されたわけだが、遅過ぎたといえる。

私は、スポーツ基本法を作る過程の公聴会で、スポーツ庁の設置を法案の中で明記するという意見を申し上げたが、結局明記はされなかった。スポーツ庁の「設置」という文言が、附則における「措置」という言葉に変わってしまったことは非常に残念である。日本は、スポーツ庁を作るという課題に直面している。世界レスリング連盟の理事の中には、国のスポーツ大臣を務める者もいる。

第一に、国際大会の招致との関係である。国際大会等も財政保証がないと開催できない時代になってきている。財政保証はスポーツ庁がないとできない。スポーツ庁の設置は、2020年に招致をしているオリンピックにも関係してくる。

第二に、現在、競技団体で働く人たちは、アルバイトで働いている人が多く、何の保障もない。そこで、スポーツ庁ができることによってそこで働く人たちの保障がうまくできるようになればよいと期待している。

⑶望月浩一郎（弁護士）

私は中学･高校でテニスを、大学でアイスホッケーをやったが、弁護士になってこれだけ仕事としてスポーツに携わるとは全く思っていなかった。

私がスポーツに携わるようになったきっかけは、今から26年前のプールの飛び込み事故だった。学業にもスポーツにも優れていた高校生が、事故の結果、足も手も動かず、自分でベッドから起き上がることもできないほどの重い障害を負った。スポーツをすることで重い障害を負ってしまうのは、スポーツの理念とは相反するのではないかと思い、重大事故の予防をしたいという願いでスポーツにかかわってきた。

プールの飛び込み事故では、日本水泳連盟の事故防止対策を手伝い、一定の成果を上げた。その後、土佐高校の落雷事故等のスポーツ事故、日本高等学校野球連盟の特待生問題、Jリーグの我那覇和樹選手が点滴治療を受けたことがドーピング違反とされたことをCASで争った仲裁事件、日本学生野球憲章の改正作業、日本相撲協会の薬物問題などの不祥事対応にかかわってきた。

スポーツ基本法は、本年成立したが、14年前の1997年には日本スポーツ法学会がスポーツ基本法要綱案を発表している。2009年には日本スポーツ

法学会のスポーツ基本法プロジェクトチームが仮案を提言し、昨年の８月には日本弁護士連合会がスポーツ基本法の立法に向けた意見書をまとめた。私自身もこれらのスポーツ基本法成立に向けた活動にかかわっており、特に日本弁護士連合会で意見を集約する過程は困難を極めたので、今回のスポーツ基本法の成立は感慨深い。

私がスポーツ基本法に特に期待している点は４点ある。

一つ目は、スポーツ振興法が国や地方公共団体が何をするのかという「上から目線」の法律だったのに対し、スポーツ基本法はスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であると権利性を明確にした点である。これまでもユネスコ条約等では権利性が明示されており、ようやく日本もこの水準にたどり着いた。

二つ目は、スポーツにおいては競技団体をはじめスポーツ団体の果たす役割が重要であるところ、スポーツ基本法はスポーツ団体の努力という表現でスポーツ団体の責務を規定した点である。事故予防一つを取っても、スポーツ団体の役割は不可欠であり、この意味でスポーツ団体の努力を規定した意義は大きい。

三つ目は、障害者の権利について多少なりとも携わってきた者の１人として、スポーツ基本法で障害者スポーツが明記された点である。

四つ目は、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に苦労してきた者の１人として、紛争の解決についての規定が新たに追加された点である。

スポーツ基本法の成立はゴールではなくてスタートである。スポーツ基本法は、スポーツの基本理念を明らかにした。これからこの理念を現実化していく取り組みが重要である。

⑷山本浩（法政大学スポーツ健康学部教授）

私は、32年ほどメディアの世界にいた。現場で筋肉あるいは神経や血液を使うのではなく、スポーツの取材あるいは実況中継という、目を使い視野の中に捉えたものを口で表現するという独特の世界で仕事をしてきた。この世界で仕事をする場合には、そこで動く人、それを準備する人、それを支援する人、それを生んだ人等様々な人に話を聞き、あるいは状況を映像で撮って、それらを編集して出すという行為をするわけで、その過程でたくさんのスポーツにかかわる、あるいは体育にかかわる方々の話を聞いてきた。ところが、2009年、大学の教員という全く違う方向に行って、初めて両者の世界の違いの大きさを知った。そこで、メディアのことも頭に入れつつ、スポーツにかかわる仕事に就きたいと思っている学生を育てる立場から申し上げておきたい。

スポーツ基本法は、多くの方々の意見を吸い上げて、いろいろなところに目を配って出来上がった法律である。望月先生がおっしゃったように、下から目線というところも相当に強く意識された法律である。

鹿児島での日本体育学会において、座長を務めた鹿屋体育大学の学長によれば、１年間にスポーツ関係の学問を修めて世に出る学生３万人のうち、スポーツの仕事に就ける人は10％以下だという。スポーツ基本法は、これから向こう10年、20年という間に、この状況を動かす起爆剤になるのか。

パネリストの方々の話の通り、三種の神器でいうとまだ鏡が出来上がっただけである。実は剣となるべきスポーツ庁は、文言上まだ抑え込まれている。勾玉となるべきものはおそらくスポーツ基本計画であり、第１次のものはもう出ているはずである。ただし、スポーツ基本計画は、時代に合わせて次々に変わっていくべきものではないかと思っている。

この三種の神器がそろったときに果たして日本のスポーツ界がどのように動いていくのか。特に今回のスポーツ基本法の中で強く求めたいのは、Howman氏の話にあったように、21条にいう教育である。つまり、スポーツの重要性を、どの程度浸透させられるかである。私がメディアにいたとき、職場の中において、残念ながら、スポーツの部門の地位は非常に低いということを実感していた。おそらく、学校の先生の中にも、スポーツにかかわる職場に就いておられる方は、スポーツの地位が相対的に低いという実感をお持ちになっているのではないか。あるいは、他の企業であっても、スポーツにかかわる部門は他の部局に比べてその地位が相対的に低いという実感を持っておら

れた方は少なくないと思う。スポーツ基本法の役割の第一歩は、この状況を少しでも平等のところへ持ってくることだと感じている。

これまでは会社人間の時代であったが、これからはスポーツ団体の人間の時代である。つまり、会社オンリーではなくて、スポーツを基本とした生活を日常に組んでいけるような、家庭の中がスポーツオンリーの人間で、しかもそこが横にバインディングをしているという社会が来る。その第一歩としてのスポーツ基本法であってほしい。

３．スポーツ団体のガバナンス強化

⑴ガバナンスガイドブックの紹介

上柳：スポーツ基本法５条２項に、スポーツ団体が運営の透明性の確保を図るとか、あるいは自らが遵守すべき基準を作成するといった努力義務が書かれている。この点については、私とJSAAの研究会が昨年まとめた「ガバナンスガイドブック～トラブルのないスポーツ団体運営のために」(以下、「ガイドブック」という。）にすべて出ているので、ぜひお読みいただきたい。

ガバナンスとは何かを一言でいうのは難しいが、ガイドブック２頁の目次にあるような、理事の改選の問題、選手選考の問題、ドーピングの問題、財政の問題、不祥事の問題といったものが法律の観点から見た場合の典型的なガバナンスの問題である。

⑵選手選考の在り方について

上柳：一つ目として選手選考の在り方について、工夫やお考えを伺いたい。私自身は、2000年に、水泳連盟の千葉すず選手の事件において、水泳連盟側の代理を務めた経験がある。

佐野：2000年のシドニーオリンピックの代表選考会において、水泳連盟自体は透明性を持っていたつもりだった。しかし、千葉選手が選考会の競技会の自由形で優勝したにもかかわらず、代表に選ばれないことについて、外部からは分かりづらかった。

それまで、選考された選手はほぼ競技会の成績で選ばれていた。しかし、競技会で優勝してもその記録が世界レベルに達していなければオリンピックでもメダル争いはおろか予選落ちになる。そこで、アトランタオリンピックの反省を踏まえ、世界で戦える選手を送るために、選考の基本として派遣標準記録を内々に定めたのである。千葉選手は、自由形で優勝したものの、その記録では派遣標準記録に達していなかったので、選考されなかったのである。当時はJSAAが組織されていない時代で、CASへ申立てがあり、それを水泳連盟が受けて立ったのである。それをきっかけに、透明性、公開性、公正性に関する知識を勉強した。それまではそもそもCASに関する知識も十分でなかった。

国際水泳連盟は、オリンピックへ参加するための標準記録を設定しており、それをクリアした者は、国が派遣すれば参加することができる。ただ、その記録は準決勝にはまず進めないようなレベルである。そこで、日本水泳連盟としては、準決勝が８コースで２組をやるという仕組み上２×８＝16、すなわち、世界ランキングで16位のレベルを一つの基準としている。現在は派遣標準記録を設定し、代表選考競技会で優勝してもその記録をクリアしていなければ選考されないことを競技会の前に明確に公表し、それを実施している。

われわれは、派遣標準記録を上回る者が何人出るか心配をしていた。しかし、これまでの経験上、目標を高くすれば選手はそれだけ力を付けてくれることが実証されている。その意味でも、これからも選考に対する派遣標準をクリアにしていくことが大切だと思っている。

山本：千葉選手の事件で、CASは、水泳連盟に対して千葉選手への落選理由の開示を怠ったとして、１万スイスフランの賠償金の支払いを命じた。つまり、透明性ということが非常に強く求められていたのである。

その一方、競技団体の専決事項として、選手選考の権利をある程度認めているというのが現実である。したがって、透明性のある選考基準として表に出しにくい項目があった場合に、それをどうするかは、今後競技団体に突き付けられている課題である。例えば、陸上競技連盟において、ときにマラソンの選考で大変に苦渋をすることがある。マラソンという競技は、その特殊性ゆえに、

選手をどのレースで決定するかを決めにくい競技である。したがって、ある選手についてこの３年間の記録を並べていき、「こういう状況だからこういうことで決めるのだ」とか、または「勝てるということをこういうふうに決めるのだ」ということをしっかり書ききれないところがある。

競技団体は、これから先、例えば、成長が見込めるとか活躍が期待されるという言葉で片付けるのではなく、活躍が期待されるということのバックグラウンドを数値化できるのであれば、数値化をする努力をして見ることも必要である。もちろん、これは記録をベースにして競技をしている競技団体に限定されてしまうが。

福田：まず、選手選考の基準は、明確にしておくことが非常に大事である。感情が入る余地を残すと、これが紛争の種になるので、そこを残さないことが重要である。例えば、レスリング協会は、まず、監督、コーチ、選手に選考基準を周知している。その上で大会のときには大会要項に明確にその選考基準を書いておき、紛争を予備的に防いでいる。レスリングや柔道など格闘技競技で困ることに、国内では抜群に勝つが、海外に行っては抜群に負けるということがある。国内で勝つ選手が海外で何敗もして、コーチ、監督が選手を替えようとすると、それが紛争の種になる。そこで、われわれは、決められた選考会で勝ったら、必ずその選手を選考し、海外で負けるか勝つかはコーチ、監督、本人の責任としている。

二つ目は理事の選考の問題である。理事の選考については、選考枠を整えておくことが大事である。例えば、われわれは理事の枠を、地域ブロックから何名、連盟から何名、そして会長推薦が何名と決めている。そして決めた枠の中から選ばれた理事によって理事会を構成する。明確に枠を定めておけば、派閥に所属する監督、コーチ、審判との間で起こる選手選考にも響く派閥争いを防ぐことができる。

三つ目は金銭問題である。協会の内部の金銭の使途は必ず問題になる。規定どおりのことをやればよいが、隠れて規定以外のことをやると金銭問題が発生する。レスリング協会の会計担当は防衛庁出身、事務局長は文部科学省出身で、消費税から何まできっちりとしている。また、第三者として、公認会計事務所を使っている。したがって、会長といえども金は動かせない。これは競技団体ではわれわれレスリング協会だけである。

望月：代表選手の選考をめぐっては、昨年10月２日にJSAAの仲裁判断があった広州アジアパラリンピックの障害者バドミントンの代表選考をめぐる事件について、選手側代理人をした。トップアスリートにとっては国際大会へ出場できるかどうかは、その競技にかかわってきた目標の一つであり、まさに人生を左右する重大なことである。

千葉すず選手の事件では、選考基準を事前に明示しておくことが重要であることをCASが指摘し、これを契機に、水泳連盟は透明性ある選手選考基準を定立し、立派に改善を図った。JSAAの仲裁判断の中で代表選考をめぐる事件は７件あり、事件類型としては一番多いということは、代表選考手続きにおける透明性の確保の重要性を示している。まさに選手選考がフェアプレーの精神で行われているかどうかが問われている。

日本水泳連盟や日本レスリング協会のようにしっかりした団体は自前で改善を図ることは難しくないと思うが、小規模な競技団体は人的･物的･財政的基盤が脆弱で、自助努力だけではガバナンスの確立が困難であり、支援が必要である。

2003年、身体障害者水泳で、強化選手指定に関する問題の仲裁判断があった。日本身体障害者水泳連盟は当時会員数が約900名、通常予算規模が150万円、専従職員なし、役員は全員ボランティアであった。仲裁判断では、わが国において唯一パラリンピック大会の水泳部門の日本代表選手を決定できる権限を有する団体の活動としては問題があると指摘された。連盟は、ボランティアによる少人数の運営であり、困難があるという弁明をしたが、仲裁判断では、ボランティアによる活動であるからといって、競技者に重大な影響のある選考の基準や手続きが不透明であったり、恣意的だったりしてはならないと指摘した。

代表選手選考の問題が争われた障害者バドミントンの事件では、仲裁判断を待つまでもなく、協会自身が新たに選考し直した。しかし、その是正措置自身が不透明で適正な手続であったと言える

かという問題があった。

こうした小規模な競技団体のガバナンス確立をどのように実現すればいいのか。スポーツ基本法は、「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者、その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない」と規定している。小規模な競技団体に対して、国内競技団体の統括団体である日本体育協会や日本障害者スポーツ協会の援助が考えられる。例えば、法人化されていない競技団体を法人化するための援助、組織運営のガイドラインの策定、モデル規定の提示といった援助が必要である。

二つ目として、競技団体の組織的な協力体制である。車椅子バスケットなど障害者バスケット４団体は一昨年にバスケットボール協会に加入した。今までも障害者スポーツの団体と健常者の団体が、協力関係にあることは少なくないが、もう一歩踏み込んで、組織的な関係を築くことで、小規模競技団体の基盤強化を図ることが今後の課題となる。

⑵関係者等との意思疎通の図り方

上柳：公益社団法人化あるいは公益財団法人化については、平成25年の11月30日までに決することになっており、これも法律的には一つの画期になる。ガイドブック７頁に、簡単な紹介があるので参照していただきたい。

ガバナンスを強化する上で重要な二つ目のことは、競技団体であれば連盟の方、サポーターの方、外部の方といった関係者あるいは意見を持つ者の声を聞き、それに応答していくことである。法律的にいえば、選考基準、透明性、コンプライアンスということになる。

佐野：日本水泳連盟は、競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウオーター、日本泳法等の６つの異なる競技体の集まりである。選手選考をする場合、競泳は記録で明確だが、水球、飛込、シンクロといった競技では、海外へ行くと得点が伸びないという非常に悩ましい問題が出てくる。

また、日本水泳連盟では、古橋会長の時代から、水泳の本格的な夏のシーズンが終わる10月から約２～３カ月かけて、水泳連盟の幹部（会長、副会長、専務理事）が週末を利用して、北海道から九州まで全国を９つのブロックに分けてブロックごとに訪問して、話し合いをしている。１年後に公益財団法人へ移行する予定だが、全国評議員会あるいは理事会等では説明しきれない問題があるので、地方を回り地元といろいろな意見を交わし、選手選考、役員の選考等の決定過程を含めて各種の事項の説明をしている。こうしたコミュニケーションが非常に重要である。この取り組みが地方と連盟との潤滑油の一つになっていることは確かであり、今後とも続けていきたいと思っている。

福田：どのスポーツ団体も多くの企業からのサポートを受けている。われわれレスリング協会は、企業のサポートを受けるために、必ず企業訪問をしている。特に、選手がメダルを獲得するなど活躍をしたときには、選手を連れて企業にご挨拶に行きお礼を述べるとともに、なるべくその企業の広報誌に出していただいている。このように、選手を応援していることや、メダルを取って挨拶に訪れたことを企業の中で認識してもらえるように努力をしている。

バブル崩壊や2008年のリーマンショックといった不況のあおりを受け、今日までに約500社近い企業の運動部が廃部に追い込まれている。そのような中、企業からの支援を打ち切られないために、われわれスポーツ団体が企業に感謝の意を示すと同時に、主体的にその企業のスポーツ指導や健康指導をしていく必要がある。具体的な方策については、今後の検討課題であるが、企業に支えられている部分が多いだけに、われわれから感謝や努力をしていくことが重要である。

山本：ガバナンスが重要だという認識が広まっている背景には、権利と責任に対する認識が深まったことがある。かつての興業性の強いスポーツであれば、どの競技団体でも、金をだれがどの程度、何年間出し続けるかということが非常に重要であった。一見さんは重要ではなく、継続して金を払い続ける人が大事なお客さんであった。このような、競技団体とそれを支える人たちとの関連が１

回限りではなかった時代では、競技団体は一般的には継続的にお金を払っている人に対してしか責任を取っていなかった。例えば、相撲協会でいうと、タニマチの意見はしっかり聞くが、年６場所のうちの地方場所に１回だけ来る人に対しては、場所が終わった後は関係を持つことがなかったのである。

しかし、現在は、特にメディアやスポンサーを通じて、一般の人たちと非常に密接にかかわっている。さらに、登録競技者数の大小も、オリンピック競技に残るかどうかの一つの基準になる。スポンサーの動員数や視聴率がオリンピック競技に残る中で基準となるのだから、この点に関し、経営側は責任を持たなければいけない。

一方、このような責任を持つためには、一定数の力のある人が必要である。競技団体において、一人の人間が20年、30年同じポストに就いていると不正が起こる可能性がある。一般企業が、過去の過ちを繰り返さないために、または新しい発想を出すために、重要なポストの人間を２年間ないし４年間というスパンで替えていくように、競技団体も同じことをすべきである。とはいえ、競技団体だけの力では経済的または人的なリソースの点で問題がある。

この問題が、ガバナンスの実践と関係している。お金がどこから出ていて、関心はだれで、どこが支えてくれているのかということに対する責任を認識し、その責任を全うするためには人も金もいると認識することが必要である。

望月：外部の力をどう使うかについて話をしたい。

2007年に西武ライオンズ球団の裏金問題がきっかけで高校野球の特待生が問題となった。日本高等学校野球連盟が実態調査をしたところ、私学の加盟校の約半分になる376校、部員数にして約８千人が特待生という実態が分かった。日本高等学校野球連盟は、特待生は日本学生野球憲章13条違反であり、特待生との契約の解除、大会の自粛、野球部長の退任という厳しい措置を講じた。この措置に対して、世論の大勢は、特待生の存在は前から分かっていたのに今まで放っておいたことは日本高等学校野球連盟の怠慢ではないか、あるいは他の競技では特待生制度は当たり前なのに野球だけ禁止するのは不公平ではないか、といった批判であった。当時、日本高等学校野球連盟は閉鎖的な組織であるという報道が主流で、内部でどんなに正しい措置を講じたとしても、世論は、お手盛りの解決であるとして、支持を得られない情勢だった。

日本高等学校野球連盟は、この情勢を正しく把握しており、内部での解決に固執せず、さわやか福祉財団の堀田力さん、ヨーコ･ゼッターランドさん、栗山英樹さんなど総勢15名の有識者会議を設置し、特待生問題の検討を委ねた。有識者会議は広くヒアリングを行い、全国的な意見聴取も行い、翌年に答申した。３年間の猶予期間を経て、日本高等学校野球連盟は、今年から新しい制度をスタートさせた。その結果、日本高等学校野球連盟の新制度は、広い支持を得ることができた。

この外部委員会を活用するという方法は、昨年野球賭博が問題となった日本相撲協会でも採られた。しかし、問題が発覚したのが５月末で、最終的に特別調査委員会が設置されたのは６月21日のことで、委員会の設置までに３週間かかった。この遅れが、問題を拡大してしまったというのが野球賭博問題の教訓である。

今年の２月２日には、八百長問題が報道された。日本相撲協会は野球賭博問題での初動が遅れたという失敗を踏まえ、報道当日の２月２日には必要な対応を取った。２月６日の日本経済新聞は、「疑惑が報道によって公になったのは３日前の２日、その夜に立ち上がった特別調査委員会が疑惑の対象である14人の聴取をひとまず済ませ、1,000人近い協会員を対象にアンケートを早く回収したのは、驚くべき早業という他ない」という報道をした。八百長問題は野球賭博問題よりはるかに深刻であり、委員会の設置までに21日もかかるようなことがあったら、現在相撲協会が存続できていたか疑問である。失敗から学び、適切な対応ができた一例である。

高校野球、大学野球に話を移すと、従前の日本学生野球憲章では、処分に関しては日本学生野球協会の審査室が最終判断をすることとなっていた。日本学生野球憲章の改正では、内部で最終的な判断をせず、最後はJSAAの判断を仰げる制度に変更した。当初は野球のことは野球人にしか分

からないという意見もあったが、「高校野球も大学野球も国民の注視を受けており、身内だけの議論を優先してはいけない」、「正しい決定をしているという自信があるならば外部のチェックを受けても大丈夫ではないか」、という視点からJSAAの仲裁を仰げるように憲章の改正を行った。これは、スポーツ団体の運営に外部の視線と力を生かすことが大事だという一つの例である。

４．スポーツが切り開く未来

上柳：スポーツ基本法の下で、あるいは今年の春にあった震災その他の事故や経済的な環境の変化の下で、今後日本のスポーツにはどういう可能性があるのか。

福田：スポーツの持つ力というのは非常に大きい。これはガバナンス、すなわち社会的責任問題とも大いに関係してくる。皆さまが毎日ご覧になる新聞の中にはスポーツ面が必ず３面あることや、スポーツ専門誌、スポーツ雑誌、テレビのスポーツニュースがあることからもわかるように、スポーツは社会の中で大きな力を持ってきている。「なでしこ」あるいはプロ、アマ問わずどこのチームが勝ったというと、国民が盛り上がることからもわかるように、スポーツは、国民に相当影響を与える力を持っている。

したがって、われわれの行動の一挙一動が国民から見られているので、われわれには社会的責任も生じる。この力の活用の仕方は今後われわれに課された課題である。

もう一つはオリンピックの招致である。参加者の中で東京オリンピックを経験された方は非常に少なく、今の50歳以上の方が経験されており、50歳以下の方は東京オリンピックの経験は非常に小さいときのものだと思う。どの国も例外なくオリンピックの後に再び発展しているので、オリンピックの招致によって日本の経済高揚が期待できる。新しいスポーツ基本法ができたことをきっかけにして、スポーツ庁を設置し、そしてオリンピック招致をして、スポーツの全体の力を使って日本の国民を元気にすることが非常に大事である。

佐野：今年の大震災の後、日本水泳連盟は日本選手権をすべて中止したが、世界水泳を控えていたため、いかにして代表選手を選ぶのかが問題になった。そこで、大震災の復興支援大会という形で、代表選手選考会を地方で急遽開催した。そのとき復興支援の募金をしたところ、北島康介、柴田亜衣をはじめとする日本代表選手が応援に来てくれ、９つの大会で約3,000万円を集め、それをJOCと日本体育協会へ提供した。このときスポーツの力はすごいなと思った。

一方で、やはりメダルを取らなければいけない。今年上海で行われた世界水泳へ向けてわれわれは金メダルを含むメダル５つ獲得を目標に掲げた。しかし、結果は銀が４つ、銅が２つで、メダル数はクリアできたものの、金メダルは一つも取れなかった。では、金メダルを取る施策はというと、通常の強化では金メダルを争うレベルの実力を付けることはなかなか難しいので、スポーツ基本法の下で一貫した選手作りの体制確立を期待し、それを実践してトップアスリートの育成強化をしていきたいと考えている。

それから、2020年の東京オリンピックの開催を実現するためには、IF主催の大会をもっと日本に招致することが重要である。それを通して国の大会運営力やスポーツに対する考え方を世界に発信していくことが大切である。

望月：私が障害者スポーツにかかわり出したのは、パラリンピック水泳で活躍をされた成田真由美さんが、病気のために車椅子の生活になり、希望を失って親や周囲の人々にもつらく当たっていたときに、水泳に出会えて生きがいを見い出したという体験を聞いたことがきっかけである。「スポーツが人生を変えることができる。」これがスポーツの可能性だと信じている。

これからスポーツ基本法が切り開く課題として、三つの点を話したい。一つ目は、国民がスポーツに参加できる実質的な条件の整備が不可欠だという点である。時間の制約でスポーツに参加できない、あるいは経済的要因でスポーツに参加できないという人が少なくない。これが一番大きい問題であると思う。これはスポーツ基本法のレベルでは解決しえず、貧困化の問題あるいは過労死しなければならないような長時間労働の問題を改

善するという大きな課題だが、スポーツ権を本当に確立するためにこの問題は避けて通れないと考えている。

二つ目は、私のライフワークの一つである事故の予防の問題である。スポーツの事故を予防する上では、競技団体の果たす役割が大きい。私は、1994年に、国内競技団体の事故の予防対策の実態調査をした。日本ボート協会のように当時から事故事例をまとめてパンフレットにして啓発活動を行うという立派な活動をしている競技団体はもちろんあった。その一方、競技団体として事故の態様や事故の原因を分析しているところは、約５分の１しかなかった。例えば、全日本柔道連盟は上記調査では事故事例を集約していない競技団体の一つであった。柔道中の脳損傷による死亡は、1983年から2009年までの27年間に、中学と高校だけに限定しても108人に達する。平均して、年４件の死亡事故が生じている。全日本柔道連盟は、ようやく数年前から柔道中の事故事例を集約し始めた。さらに、36名の医科学委員に脳外科医は１人もいなかったという実態であったが、ようやく昨年４月から１人の脳外科医を加えた。スポーツ基本法の成立を機に、競技団体の事故予防が進むことを期待している。

三つ目は、紛争解決におけるフェアプレーが進むことである。私は、2003年の大邱ユニバーシアードのテコンドー選手の派遣をめぐるJSAAの緊急仲裁の仲裁人をした経験がある。この事件の相手方はJOCである。JOCは、仲裁の自動受諾条項を設けることによって、第三者の判断を受けるというフェアプレーの精神で白黒を付ければよいという立場をとった。スポーツにおける紛争解決は、このようなフェアプレーの精神が大事だと考えている。昨年12月には学生スキー競技団体内の処分をめぐる事件で、東京地裁で訴え却下判決が出されている。法律上の争訟という要件を満たさないことを理由とする却下判決=門前払い判決だったので、処分が適法か否かについての実質的判断がされなかった。このような中途半端な状態であることは競技団体としても望ましくない。スポーツ基本法の成立を契機にスポーツ界がフェアプレーの精神で紛争解決を図ることが進むことを強く願っている。

山本：水泳連盟が当時応諾した背景には、水泳というスポーツのステータスがあった。水泳は、老若男女を問わず実施できるスポーツである。佐野会長がそれほど金メダルとおっしゃらなくても、水泳の隆盛は弱くなることはないと思う。剣道は決してオリンピックでメダルを取らないのに、日本全国で剣士はたくさん次から次へと生まれているのだから。

それはさておき、スポーツに対する前向きな協力ができないかだろうか。国会で増税が論議されている流れに反するが、例えば、企業あるいは団体の中でスポーツに勤しむ要因を抱えているところには減税措置をするといった思い切った施策を取ることによって、スポーツに対するバックグラウンド、あるいは推進力は変わってくると思う。

さらに、経済界あるいはその他の世界とのタイアップは重要である。例えば、現在日本の医師数は22万人であるところ、日体協公認のスポーツドクターとして登録されている男性のドクターは4,900人、女性のドクターは332人である。このスポーツドクターの登録数で本当に今後のスポーツ時代を迎えられるのかどうかを考えていかなければならない。例えば、スポーツがあることによって日本の自殺者の幾分かに手を差し伸べることができるのではないかということを考えながら、スポーツに対して前向きに進んでいくべき時代が来ているような気がしている。

質疑応答

１．日本レスリング協会が仲裁自動受諾条項を採択していない理由について

質問者A：日本レスリング協会は、仲裁自動受諾条項を採択していないようだが、何か理由はあるのか。

福田：自信を持って自分たちで解決する意思を持っているので、採択をしていないということである。

発言者B：日本レスリング協会副会長の馳である。私は会長と見解が全く異なり、どの状況でも外部に対して透明性を持って説明できる体制とするために、専門家の目が入る体制を確保しておかなければいけないと思っている。会長にはあらためてこの場でぜひ応諾義務を取っていただくようにお願いしたい。

２．日本のアスリートと海外のアスリートの意識の違いについて

発言者C：アスリートの意識に関し、日本の競技者の方々と海外の競技者の方々の意識が少し違うと感じる。現在日本は経済的に困窮し、スポーツ団体が活動を停止せざるをえないような状況に追い込まれている。しかし、海外の場合、経済的に困窮しても、スポーツをやっている。

日本と海外では成り立ちの基盤が違っている。例えば、サッカーであれば地元の草の根のコミュニティーの活動の一環として、町の人々は、仕事を終えるとどちらが本業か分からないくらいサッカーに熱を入れていて、当然自分たちのお金を切り詰めてでも社会貢献をして、自分たちのスポーツを守るために一生懸命になっている。スポーツは自分たちのものであるから、ガバナンスにも口を出すという意識がある。

それに対し、日本では、最近アスリートの要求は強くなっているが、自分たちがスポーツを運営している一員なのだという意識はなく、そのために金銭を出すということになるとみんな腰が引けてくるという状況がある。その点はいかがでしょう。

山本：日本のスポーツは基本的に学生から始まっており、お金がかからなかったというバックグラウンドがある。貴族やジェントリーといった中産階級の人たちから始まったヨーロッパとは起源の違いがあり、それが結果的にまだ尾を引いていると思う。

愛知県のある中学校の先生は、スポーツに金がかかるなんて許せないとおっしゃっていた。教育界の中でもそういう思想をお持ちの方もいる。

日本のスポーツ界はスポーツ基本法をベースにしながら動いていかなければいけないと思う。

福田：政府の努力、あるいはスポーツ界の努力により、ナショナルトレーニングセンターの設立やスポーツ基本法の制定など、今までにない恵まれた条件が出てきて、この10年で日本のスポーツ界を取り巻く状況が大きく変わってきた。そこで、今度はスポーツ界がお返しする番であり、メダリストたちが社会に対し貢献をしていかなければならない。

外国のスポーツ選手たちはプロ､アマを問わず、名を上げると社会貢献をしている。一方、日本の金メダリストや成績を上げた選手は、社会貢献が足りないと思う。その理由としては、選手を使おう、あるいは選手がやりたいといっても、スポーツビジネスのプロダクションが報酬を要求し出すので、ボランティア活動がやりにくくなっていることがある。スポーツで活躍した選手が社会に出てもっとボランティア活動をし、スポーツのよさをPRしていかなければならない。JOCとしても将来、多くの貢献をした人に対し社会貢献賞を出して、表彰すればよいと思う。

スポーツ振興くじ助成事業